

第 8 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第8回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年12月20日（金）午後1時30分～午後3時55分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員8名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代

（農地利用最適化推進委員15名）

9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：片山 嘉彦
19：横山 和行	20：西山 彰彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第39号 転用制限外農地の届出に対する受理について
議案第40号 非農地証明願に対する認可について
議案第41号 小野市地域計画（案）に関する意見について
議案第42号 小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

報告事項

報告 1 各種証明書の交付

報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定
による届け出の受理

報告 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は 12 月 20 日、明日は 21 日で冬至となります。1 年で一番昼間の時間が短い日です。例年、この時期になると、寒くなってまいります。私の住んでいるところは山間部ですから、昨日の朝、白いもの、雪がうっすらと積もっておりました。皆様方の所は平野部ですから、そのようなことはないかと思えます。

私は冬が特に、寒いのが苦手であります。これからますます寒くなっていくのは困った事だと思っております。

ところで、12 月 1 日、小野市は市制施行 70 周年を迎え、記念式典を小野市うるおい交流館エクラで開催されておりました。

その式典におきまして、農業委員の中から 2 名の方が文化功労表彰を受けておられました。岸本委員と片山委員のお二人、本当におめでとうございます。今後とも益々の活躍をお祈り申し上げます。

本日第 8 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する認可、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第 8 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。
 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
 このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 2 番 住本昌彦委員、
 4 番 住本浩也委員にお願いいたします。

（農地法第 3 条関係）

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 3 6 号を上程いたします。
 提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 失礼します。議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 3 6 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2 ページの 6 件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 3 6 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 3 条
 関係でございます。
 該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
 れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。
 なお、各申請につきましては、事務局において農地法第 3 条第 2 項各号
 に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。
 議案書の 2 ページ、及び参考資料の、1 ページから 2 ページをあわせて
 ご覧ください。
 申請人：譲受人 ○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 ○○○○○○ ○
 ○○、申請地：所在地 新部町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡
 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。
 申請地については、2、3 年前から譲受人の○○さんに耕作をお願いし
 ており、譲渡人の○○○○さんが体調不良により、今回の贈与による所有
 権移転となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 1 番について、説明は終わりました。1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番について説明いたします。

議案書の2 ページ、及び参考資料の、3 ページから4 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 明石市○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 中島町字○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は、甥と叔父の親戚関係にあります。譲渡人である叔父の○○○○さんが高齢のために田んぼの維持ができなくなったため、甥の○○○○さんへ贈与による所有権移転の申請であります。○○○○さんは現在加東市にお住まいされておりますが、通作で中島町の6 反の田んぼを実家のお父さんとお兄さんと一緒に耕作しており、近くに農業用機具も所有しております。今回の申請地も一緒に耕作をする予定です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2 番について、説明は終わりました。2 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○○ ○○ ○○、譲渡人 小田町○○ ○
○○ ○○、申請地：所在地 小田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡
自作地、小田町字○○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、小田
町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡、合計3筆、合計面積○○○○㎡、
摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんについては、一人暮らしで高齢となり、後継ぎもいら
っしゃらないということで、今回の申請となっております。

譲受人の○○さんは、地元で○○○店をされており、○○の買取りを積
極的に行われております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はご
ざいませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定
いたします。

○議長 それでは4番についてですが、一つ飛んで6番と関連事項でありますの
で、地元委員から4番、6番をあわせて説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番と6番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページ、並びに
13ページから14ページをあわせてご覧ください。

4番

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 池田町○○ ○○
○○ 申請地：所在地 池田町字○○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、池田町字○○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、池田町
字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計3筆、合計面積○○○○
㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

6番

申請人：譲受人 小田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 池田町〇〇 〇〇
〇〇 申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

4番と6番の譲渡人は親子関係にあります。譲受人の〇〇さんは3番でも説明がありましたが、〇〇〇〇店を経営されており、また農地を〇〇〇㎡耕作されております。特に問題はないかと思われます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長 4番、6番について、説明は終わりました。4番、6番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは前後いたしますが、5番について地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 菅田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 小田町〇〇〇〇
〇〇 〇〇、申請地：所在地 菅田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは、高齢のため耕作ができなくなってきたため、甥の〇〇さんに贈与により所有権移転を申請するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5 番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 3 6 号 農地法第 3 条関係では、申請件数 6 件、うち許可件数 6 件により審議は終了いたしました。

(農地法第 4 条関係)

○議長 次に、議案第 3 7 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (藤原) 議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 3 7 号

農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。
令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出
小野市農業委員会 会長 中尾 正美
詳細は、4 ページの 1 件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 3 7 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 4 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、1 5 ページ、1 6 ページをあわせてご覧ください。

申請人：久保木町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 久保木町字○○
○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、久保木町字○○○○○○○○ 地
目田 面積○○㎡ 自作地、合計 2 筆、合計面積○○㎡、摘要として、農
業用施設への地目変更です。第 1 種農地となっております。

申請地は子どもの家を建てるために、3 筆に分筆されております。地番
の○○番○に子どもの住宅、○○番○に資材置場、○○番○については
苗置場とのことです。子どもの家を建てるにあたり、北側に擁壁を積んで
います。資材置場としている場所には、単管で組んだ屋根を作っています。

現状が事前申請することなく、農業用施設をしてしまっているため、今回の申請となります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地と田、西側が道路と宅地、南側が宅地と水路、北側が田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書、現況写真は全て提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 37 号 農地法第 4 条関係では、申請件数 1 件、うち進達件数 1 件により審議は終了いたしました。

(農地法第 5 条関係)

○議長 次に、議案第 38 号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (藤原) 議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 38 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について

別紙の農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可の適否につき

意見を求める。

令和6年12月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページ、7ページの6件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第38号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、17ページ、18ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 久保木町○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○、譲渡人 久保木町○○ ○○ ○○、久保木町○○ ○○ ○、申請地:所在地 久保木町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、久保木町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権移転、資材置場、車両置場、雨水排水路を整備される予定です。第3種農地となっております。

譲受人の○○さんは、○○○○事務所をされており、事務所の隣に今回の申請地があり、譲渡人との売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が申請地と雑種地、西側が申請地と道路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、19ページ、20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○ ○○ ○○、譲渡人 三和町○ ○○ ○○、申請地：所在地 旭新町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、一般住宅（木造平屋建）、駐車場、前庭を建設される予定です。第3種農地となっております。

申請地は、譲渡人の○○○○さんが畑として耕作をされております。譲渡人の○○○○の次男が譲受人の○○○○です。○○○○さんは5人家族で加西市に住んでいますが、職場が昭和町であるため、今回、母親の土地を譲り受けて一般住宅を建設するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が道路、南側が水路、北側が譲渡人の田となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番○○です。

参考資料で周辺地形を見ておりますが、申請地周辺が田であります、

なぜ、3種農地なのですか。

○事務局 3種農地の要件に、概ね500メートル以内に2つ以上の教育機関、又は医療機関があつて、その沿道に水道管・下水道管、又はガス管のうち2つ以上が埋設されていることがありまして、500メートル以内に認定こども園と小学校があり、これで2つ以上の教育機関があることの条件を満たしておりまして、西側道路に水道管・下水道管が埋設されておりますので、3種農地と判断しております。

○3番 周辺の農地も全部3種農地となるのか。

○事務局 農用地から除外されていれば、3種農地となる可能性があります。
ただ、上下水道管が埋設されている道路に接していないといけないので、その要件を満たしていればなる可能性があります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料の、21ページ、22ページをあわせてご覧ください。
申請人:譲受人 神戸市西区○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○、
譲渡人 小田町○ ○○ ○○、申請地:所在地 小田町字○○○○ 地
目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、露天駐車場を整備する予定となっております。第3種農地となっております。
譲受人の○○さんが、申請地の北側の空き家を2,3年前に購入され、今後、家をリフォームし、中古車販売業をされるようで、駐車スペースを確保する必要があり、今回の申請となりました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が田と宅地、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 3番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 山口県山陽小野田市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人 来住町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 来住町字〇〇〇〇〇〇
地目田 面積〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の
設定、一般住宅（木造瓦葺平屋建）を建設する予定となっております。第
3種農地となっております。

譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人である〇〇〇〇さんの土地に、
譲受人の〇〇〇〇さんが使用貸借権の設定により一般住宅を建設するも
のであります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が水路、南側が道路、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 4 番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4 番については進達すること
に決定してご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4 番については進達することに決定
いたします。

○議長 それでは5 番についてですが、次の6 番と関連事項でありますので、地
元委員から5 番、6 番を合わせて説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、5 番、6 番について説明いたします。
 参考資料の、25 ページ、26 ページ、並びに27 ページ、28 ページ
 をあわせてご覧ください。

5 番

申請人：譲受人 来住町○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○
○○ ○○、譲渡人 来住町○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 来
住町字○○○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、来住町字○○○
○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、来住町字○○○○○○○○○ 地
目畑 面積○○㎡ 自作地、来住町字○○○○○○○○○ 地目畑 面積○○
㎡ 自作地、来住町字○○○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、
合計5 筆、合計面積○○○㎡の内○○○○○㎡、摘要として、同社の第2
工場の工事にあたり、クレーン車等資材置場とするために、令和9 年5 月
31 日まで一時転用の申請となっております。使用貸借権の設定、第2 種
農地となっております。

6 番

申請人：譲受人 来住町○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○
○○ ○○、譲渡人 来住町○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 来
住町字○○○○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、来住町字○○○
○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、来住町字○○○○○○○○○ 地
目畑 面積○○㎡ 自作地、合計3 筆、合計面積○○㎡の内○○○㎡、摘
要として、使用貸借権の設定、擁壁の設置 (L 字擁壁○○○㎡)、第2 種
農地となっております。よろしくご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、5番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が原野、西側が道路、南側が山林と原野、北側が申請地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、一部事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

引き続き、6番の相隣関係としましては、東側が原野、西側が道路、南側が畑（一時転用申請地）、北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思います。

○事務局　ありがとうございます。水利、区長の同意書、一部事前着工がありますので、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長　5番、6番について説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番、6番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　ご異議が無いようでありますので、5番、6番については進達することに決定いたします。

○議長　以上、議案第38号　農地法第5条関係では、申請件数6件、うち進達件数6件により審議は終了いたしました。

（転用制限外農地の届出に対する受理について）

○議長　次に、議案第39号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原）　議案書の9ページをお願いします。

議案第39号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和6年12月20日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第39号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番について説明いたします。

参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。

届出人：池尻町〇〇 〇〇 〇〇、届出地：所在地 池尻町字〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡の内〇〇㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫と資材置場等です。第3種農地であります。

届出地の東側に届出人の自宅があり、自宅の西側が傾いてきたため、土を入れて補強していた。その後、そこに農機具等を置くようになりました。そして、昨年、任されて耕作していた人から売買の申し出があり、土地の売買の手続きを進めていく中で、農業委員会事務局から今回の届出地が無断転用していることが判明したため、現状を是正するため、今回の届出となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が本人の田、南側が宅地、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理するこ

とに決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 39 号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第 40 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 40 号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、12 ページの 1 件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 40 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、31 ページ、32 ページをあわせてご覧ください。

申請人：神戸市須磨区○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 住永町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和 56 年頃に雑種地の一部になってしまったようです。

申請地の奥に倉庫があり、進入路となっています。倉庫は、○○○○さんが使用されており、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番　〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が田と水路、西側が道路、南側が道路と田、
北側が道路となっております。
従いまして、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

○事務局　ありがとうございます。土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。
本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可すること
に、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定
いたします。

○議長　以上、議案第40号　非農地証明願に対する認可について、申請件数1
件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

〇〇〇番　〇〇番〇〇
先月の委員会で、大変議論がわいた太陽光の申請について、その後の進
捗状況をお願いします。

○事務局　先月議論いただいた〇〇町の案件ですが、その後、兵庫県の農業会議に
進達いたしまして、農業会議の農地委員会において議決していただくので
すが、その前日に、〇〇町と事業者であります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とで
協定書を交わす約束がつきまして、そして農地委員会の方は通って、「許
可相当」ということで意見書をいただき、それを兵庫県の方へ送っており、
決裁中であります。以上です。

〇〇〇番　協定書は提出されたということですね。

○事務局　はい、そうです。協定書の4つの項目に合意ができていませんでしたが、
事業者側が了承する形となり、話がまとまり区長さんが協定書に押印され

ました。そして、その協定書の写しを兵庫県に提出しております。なお、同意書については、〇〇町からもらえるように努力してくださいとお願いしている状況であります。

○議長 《ここで、１４時４０分まで休憩といたします。》

(小野市地域計画（案）に関する意見について)

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。
議案第４１号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

(産業創造課 あいさつ)

○議長 次に、議案第４１号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の１３ページをお願いします。

議案第４１号

小野市地域計画（案）に関する意見について（農地中間管理権）
農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和６年１２月２０日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

１４ページをお願いします。

市長部局より、令和６年１２月９日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画（案）は、１１件となっております。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第４１号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課（以下、「産業」で表示）

議案第41号の提案につきまして、説明させていただきます。

今回の議案であります、農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」の案に対し、農業委員会様の意見を求めるものであります。

本市では、現在、市内６８の農業集落において、それぞれ、この計画を策定しているところであり、前月末時点で策定が完了した計１１の集落の「地域計画」案について、皆様からのご意見を踏まえ、市の計画として決定する予定であります。

地域計画案の提案説明資料としましては、事前に配布いたしました「意見聴取を行う地域計画案の概要を計 11 地区（令和 6 年 12 月分）」、「地域計画（案）計画本文」、そして、10 年後の農地利用プランを図示した「目標地図」の以上 3 点となります。

今回は、計画案の数が多いため、全ての計画案の概要をまとめた「意見聴取を行う地域計画案の概要 計 11 地区(令和 6 年 12 月分)」により、1 件ずつ説明を行い、その都度、別添の計画本文と目標地図を見比べていただきたいと思います。

なお、本計画であります、対象農地はいずれも農振農用地を対象に今回の地域計画案を作っております。

それでは、「意見聴取を行う地域計画案の概要 計 11 地区（令和 6 年 12 月分）により説明を行います。

1 件目、新部町ですが、

対象農地は65ヘクタール、農地利用の基本方針は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手としたしまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇
〇〇さんを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別
紙のとおりです。

2 件目、阿形町ですが、

対象農地は23ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
 おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
 担い手といたしまして、〇〇〇さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇
 さん、〇〇〇〇〇さん、阿形町営農組合ほかを位置付けております。計画
 本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

3 件目、黍田町ですが、

対象農地は23ヘクタール、農地利用の基本計画は「営農組合に半分集積」としております。長期的な集積目標は62%としております。現時点の主な営農担い手といたしまして、黍田町営農組合、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

4 件目、喜多町ですが、

対象農地は22ヘクタール、農地利用の基本計画は「一部集積」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、(株)○○○○○○、○○○○さん、○○○○さん、
○○○○○さんを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地
図は別紙のとおりです。

5件目、王子町ですが、

対象農地は18ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、○○○○(有)、○○○○さん、○○○○さん、
王子町営農組合を位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地
図は別紙のとおりです。

6件目、万勝寺町新田ですが、

対象農地は34ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、(農)○○○○、万勝寺町新田営農組合、○○○
○さん、○○○さんを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目
標地図は別紙のとおりです。

7件目、池田町ですが、

対象農地は16ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は45%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんを位
置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりで
す。

8件目、船木町ですが、

対象農地は40ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は40%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、船木町営農組合を位置付けております。計画本文
は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおりです。

9件目、菅田町ですが、

対象農地は31ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、○○○○、(株)○○○、○○○○、○○○○を
位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のとおり
です。

10件目、住吉町上ですが、

対象農地は25ヘクタール、農地利用の基本計画は「現状維持」として
おります。長期的な集積目標は40%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、○○○○、(株)○○○、○○○さん、○○○○
さん、住吉町下部営農組合を位置付けております。計画本文は別紙のと
おり、目標地図は別紙のとおりです。

11 件目、住吉町下ですが、

対象農地は27ヘクタール、農地利用の基本計画は「一部集積」として
おります。長期的な集積目標は30%としております。現時点の主な営農
担い手といたしまして、(株)〇〇〇、住吉町下部営農組合、〇〇〇〇さ
んを位置付けております。計画本文は別紙のとおり、目標地図は別紙のと
おりです。

以上が計画案となります。

今後の事務手続きとしましては、農業委員会様のご意見を踏まえまして、
2週間の縦覧広告の上、問題が無ければ、正式に市の地域計画として決定
いたします。

計画の策定後は、本計画の実現に向けて必要な農業施策事業へ取り組む
こととなり、必要に応じて随時、本計画を見直していくこととなります。

また、今回議案にあがっていない農業集落の地域計画案について、現在
作成中でありまして、来月及び再来月の農業委員会にて、意見聴取を行う
予定となっております。

以上で、議案第41号の提案説明を終わります。

〇〇〇番 〇〇番〇〇です。

これが、ここに示されている地域計画として完成したものでですか。

○産業 そうです。

〇〇〇番 この地域計画ですが、国が言っているものと違う感じがするのですが、
この計画が小野のやり方なのであれば、言うことではないが、例えば、地
元の〇〇町の場合、前に〇〇委員が言われたのですが、アンケートに疑問
がある。〇〇委員が言われていましたが、地域ごとにブロックをかけるな
どして、太陽光とかいらないものが入ってこないようにするべきだろうと、
これが地域計画であると認識されていると思いますが、例えば、みんなが
寄って今後どうしていくのかなど話し合いをなさないと、県の指導でも
言われていましたが、話し合いがされているところもあるが、話し合いを
されてないところもある。本当にこのようなやり方でよいのか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇です。

今言われたことについて、自分の地元の町や外の町も聞いております。

アンケートを見ておりますと、10年後、ある人は95歳になるではな
いか。そのまま出しているではないか。しかし、本人には周りから言うこ
とができない。その辺に問題があると思います。

〇〇〇番 だから、町で本当に話し合いをしたのかを確認しないといけない。

実際自分の地元では、自分自身話し合いに呼ばれていない。役員数人で

アンケートを取りまとめて、話し合いをすることなく市へ提出されている。
市の方から、町内で本当に話し合いがされたのが、議事録を見せてもら
うなどして確認しないといけない。

○産業 ご意見ありがとうございます。

この地域計画の策定につきましては、国が目指しているのは今年度、来
年3月末までに作りなさいとしておりまして、おそらくすべての地域で作
るのは非常に難しい状況であるのですが、国が言っているのは、まず集落
の意向調査を踏まえて、その結果を基に現実的に10年後どうなるのか、
数年後は誰がするのかなど、具体的な5年後、10年後のビジョンを本来
は持って、緻密に作り上げるべきですが、何しろ時間がない状況がありま
して、こうゆう案でどうでしょうかと、地域に打診した中で、地域でも考
え方などに差がありますので、こういったことを踏まえて今回上げさせて
もらっています。

ただ、計画の精度について、ご指摘のように十分審議されていない部分
があるということも、私も感じながら事務を進めていますが、一旦は何と
か年度内に作り上げて、この計画っていうのは作って向こう5年間拘束さ
れる計画ではございませんので、実際に利用権の設定上、AさんのをBさ
ん、新たな農地の利用権設定がおければ、その都度、この計画を見直し
ていくという制度設定されておりますので、実際、不都合が生じれば、その
都度、地域の方々にお伺いを立てた上で、その都度変更していく予定です。

○議長 ほかに、ご意見等はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇です。

三和町ですけど、土地が旭町、昭和町がモザイクのように入り組んでい
ます。ほかにもあると思いますが、そういった地区は市として、計画段階
でまとめるという考え方はありませんか。今の段階では、虫食い状態で計
画が出せない状況であります。市としてはどのように考えていますか。

○産業 対象地域の取り決めについてですが、県外では小学校区地域、中学校区
域単位で計画を作成しているところもあると聞いております、兵庫県の場合
は、大字単位での計画策定の傾向があります。

ある程度広域的にやらないと、大字が入り組んでいる地域などは作りに
くいのではないかと事務局でも思っているところでもあります。

市の方針として昨年の秋、大字ごとで行くことが決まりました。それを見
直さずに来ていることが現状であります。

先ほど言われたように、小学校圏域ぐらいの範囲での設定の自治体もあり
ますので、今後は区域の設定の見直しも考えていきたいと思っています。

〇〇〇番 できたら見直しをお願いします。大字単位での計画策定は難しいので、市の方で方針を固めていただきたい。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案第４１号 「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

○議長 次に、議案第４２号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の１５ページをお願いします。

議案第４２号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和６年１２月２０日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

１６ページをお願いします。

市長部局より、令和６年１２月９日付けで、意見を求められています。

照会内容は、農用地区域からの除外５件となっております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第４２号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内部説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容

説明をお願いいたします。

○産業創造課（以下、「産業」で表示）

議案第42号、小野市農用地区域からの除外についてですが、10月に受付いたしました除外案件5件について説明させていただきます。

説明にあたり、農振除外の6要件、1つ目が「農用地区域以外に代替地がなく、必要性、緊急性があること」、「農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れがないこと」、「農用地の利用集積に支障がないこと」、「土地改良施設の機能に支障がないこと」、「土地改良事業の完了後8年以上経過していること」、「地域計画に支障がないこと」を確認しながら進めさせていただきます。それでは、具体的に内容説明させていただきます。

申請番号1番について、

申請者は、〇〇〇〇株式会社、

申請地は、万勝寺町字〇〇〇〇〇〇（〇〇〇㎡）、賃貸借による利用となっております。

利用目的は、〇〇機械、資材置場として利用されます。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出会社は〇〇会社であり、本社事業所は大阪市に、本店は尼崎市に存在する。〇〇業を営む上で必要となる〇〇〇や〇〇〇〇などの〇〇〇〇を複数台所有しており、それらの重機は使用時以外には解体するなどして保管するが、非常に用地を必要とします。

現在、申出地に隣接する万勝寺町〇〇〇〇を既存の〇〇〇〇・〇〇〇〇置場としており、他にも尼崎市、西宮市、神戸市西区に計〇〇〇㎡使用しているが、万勝寺町以外の〇〇〇〇置場については、地権者の意向で解約することとなった。現在は移転の準備が整うまで猶予をいただいている状況にあります。本件を機に拠点を集約化し、既存施設との一体利用を実現することで業務の効率化を図ります。

以上のことから、至急に代替用地が必要であり、既存施設との一体利用・効率化の観点からも、本申出地を〇〇〇〇置場として利用する必要があります。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側に山林があり、南側には既存資材置場が接しており、申請地の4辺のうち3辺が農振白地に接しており、もう1辺も一部白地に接しています。

農地の集団性を損なうものでないと認められる。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められます。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

該当事業はございません。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

現在、地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みで確認いただいています。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに法の対象外です。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に申請番号2番です。

申請者は、〇〇 〇〇様、

申請地は、新部町字〇〇〇〇〇〇 (〇〇㎡)、自己所有地となっております。

利用目的は、農家住宅用地として利用されます。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出人は現住所（王子町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）に夫と子と居住しています。現在、新部町内で約〇〇〇㎡を耕作しておられ、将来的には叔父である〇〇〇が耕作している約〇〇〇㎡の農地についても後継人として耕作す

る予定です。また、新部町内に住む両親も高齢となり、父である〇〇〇〇が耕作する〇〇〇㎡も耕作する予定です。その他、新部町内の大規模農家が耕作する農地もあわせて、10年後には約〇〇〇〇㎡（〇ha）を耕作する計画を立てています。

子どもの成長に伴い、現在居住しているマンションでは手狭になること、両親の介護が必要になること、約〇haの面積の農業経営のために、耕作地である新部町内にて長く農業を続けるために、自己の住宅を早急に建築する必要があります。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側に市道が接しており、東側に水路及び指導が接しています。申請地の4辺のうち2辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められます。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から48年経過しています。事業名は県営ほ場整備事業、地区名は三井堰地区です。工事完了公告は昭和50年8月です。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

現在、地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みで確認いただいています。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、
都市計画法、建築基準法ともに許可見込みです。

以上のことから、除外 6 要件を満たすものとするものであります。

次に申請番号 3 番です。

申請者は、株式会社〇〇〇〇、

申請地は、万勝寺町字〇〇〇〇（〇〇〇〇㎡）、売買による取得となっております。

利用目的は、フォークリフト用露天パレットプール及び荷役ヤードとして利用されます。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出会社は自動車運送会社のほか、不動産賃貸業等も経営しています。平成 30 年に申出地隣接の既存施設〇〇〇、〇〇〇を取得し、事業用トラック駐車場として利用しておりました。現在は、〇〇〇を隣接する〇〇〇〇貨物自動車のパレット置場として、〇〇〇を置場への進入路として一部賃借しています。

この度、〇〇〇〇貨物自動車は既存のパレット置場に積まれているパレットが 7 メートルを超えており、高く積みすぎていることを問題視し、2.25 メートルまで高さを下げ、その分既存パレット置場の拡大が必要であるということ。また、倉庫周辺に積みあがっているパレットが 20,000 枚あり、それらを置くことができる置場を新たに拡張したいとの申し出がありました。

以上のことから、賃貸借面積増加の至急の要請があるため、早急の用地確保が必要である。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

北側及び西側に山林があり、東側に既設パレット置場、南側には市道を挟み、〇〇〇〇貨物自動車の倉庫が接しています。申請地の 4 辺のうち全てが農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められます。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

該当事業はありません。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

現在、地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みで確認いただいています。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに許可見込みです。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に申請番号4番です。

申請者は、株式会社〇〇〇〇、

申請地は、大島町字〇〇〇〇〇〇 (〇〇㎡)、大島町字〇〇〇〇 (〇〇〇㎡)、大島町字〇〇〇〇〇〇 (〇〇㎡)、計〇〇〇㎡、売買による取得となっております。

利用目的は、露天駐車場、露天資材置場として利用されます。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出会社は小野市〇〇町で〇〇〇〇〇〇〇〇業を営んでおり、現状は大型トラック〇〇台、中型トラック〇台の計〇〇台を使用しています。車両については、グループ会社の〇〇〇〇〇〇株式会社が所有する「〇〇〇〇〇〇〇〇〇第一車庫」(小野市〇〇町)に駐車しています。同社の〇〇〇〇車両に加えて、同グループの〇〇〇施設や〇〇用資材も同じ敷地内に混在しており、非常に手狭であると同時に、安全性の観点からも問題がある。

そのような半面で、物流の需要は増加しており、その需要に応えるために

トレーラー〇〇台の導入のために、新たに駐車場用地を確保する必要がある。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

東側に交通量の多い県道が接し、西側には住宅地に接しており、申請地の4辺のうち2辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められます。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

該当事業はありません。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、

現在、地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」

につきましては、

農地転用許可見込みで確認いただいています。

「8 加東土木事務所の意見」

につきましては、

都市計画法、建築基準法ともに法の対象外となっております。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

次に申請番号5番です。

申請者は、〇〇〇〇株式会社

申請地は、池尻町字〇〇〇〇〇（〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡）、賃貸借によ

る取得となっております。

利用目的は、露天駐車場として利用されます。

除外の要件、

「1 利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」

につきましては、

届出会社は神戸市で〇〇業を営んでおり、〇〇〇〇輸送を主に取り扱っています。現在、申出地の一部（〇〇㎡）を平成21年頃に農用地区域から除外・農地法の許可を受けて駐車場として活用しています。

現在8台の大型トレーラーを駐車しているが、トレーラー間の隙間が少なく非常に窮屈で危険な状況で運用しています。また、トレーラー7台分の駐車場と従業員15名分の駐車場が不足しており、トレーラーに関しては、他事業者の空き地に2台、従業員5名に持ち帰りで空きスペースに駐車するなどして経営をしています。

このような事態を是正するため、また一括で事業車両を管理し効率的な経営をするために、農地として残っている申出地についても、駐車場用地として活用したいとのことです。

「2 農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」

につきましては、

東側に既存駐車場と宅地が存在し、南側には他社の倉庫が存在しています。申請地の4辺のうち2辺が農振白地に接しているため、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「3 農地の利用集積に支障がないこと。」

につきましては、

現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地である。

「4 土地改良施設の機能に支障がないこと。」

につきましては、

申請地周辺の既設水路は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されると認められます。

「5 土地改良事業の完了後、8年を経過していること。」

につきましては、

工事完了から31年経過しています。事業名は「農林業同和対策事業」で、〇〇地区です。工事完了は昭和52年5月となっております。

「6 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」

につきましては、
現在、地域計画未策定地です。

「7 農業委員会事務局の意見」
につきましては、
農地転用許可見込みで確認いただいています。

「8 加東土木事務所の意見」
につきましては、
都市計画法、建築基準法ともに法の対象外となっております。

以上のことから、除外6要件を満たすものとするものであります。

以上、5案件の説明を終わります。

○議長 　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 　○○番○○委員
申請番号○番の○○さんですが、10年後には○○ヘクタールを耕作する
となっていますが、地域計画には○○さんの名前がないのですが、整合
性はないのですか。

○産業 　農振農外、農地法許可などの手続き段階ですので中心経営体には含んで
おりませんが、その他の耕作者には含んでおります。

○議長 　ほかに、何かご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 　○○番○○委員
申請番号4番についてですが、土地に必要な条件ですが、「本社営業所
及び第一車庫から距離が近いこと。」と書いてありますが、○○町から○
○町まで○○キロ以上あるのに何故認めたのか。ほかの目的があるのでは
ないか。今後の使い方などをしっかりと聞き取ってください。

○産業 　ご意見ありがとうございます。代理人に詳細を確認いたします。

○議長 　ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり
決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第４２号「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」に関する審議は終了いたしました。
(産業創造課退席)

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長　次に、議案第４３号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の１７ページをお願いします。

議案第４３号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和６年１２月２０日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

１８ページをお願いします。

市長部局より、令和６年１２月６日付けで決定を求められています。

続いて、１９ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権移転等総括表で、

(１)所有権の移転を受ける者は、浄谷町〇〇〇〇　〇〇　〇〇さん　ほかとなっております。売買が２件、〇〇〇〇㎡であります。

引き続き、２０ページをお願いします。

(２)所有権の移転をする者は、加古郡稲美町〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇さん外１名　ほかであります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　議案第４３号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」でございます。

○議長 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第４３号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項１から３を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 ２１ページをご覧ください。

報告１

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和６年１１月１日～令和６年１１月３０日)
令和６年１２月２０日
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(１) 農家証明 番号１ 住所 喜多町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計２件、使用目的は、農業用倉庫の建築です。

(２) 耕作証明 番号１ 住所 住吉町〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計３件、使用目的は、全て軽油免税の申請です。

続きまして、２２ページをご覧ください。

報告２

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年11月1日～令和6年11月30日)

令和6年12月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人 三木市〇〇〇〇 (株) 〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇、譲渡人 神明町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 神明町〇〇 地目田 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、住宅用地、所有権移転、令和6年11月27日受理、農地法施行令第10条第1項による届出は合計2件で、3筆、面積は〇〇〇〇㎡です。

引き続きまして、23ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和6年11月1日～令和6年11月30日)

令和6年12月20日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 敷地町〇〇 〇〇 〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 敷地町〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 敷地町字〇〇〇〇〇〇〇、地目田、面積〇〇㎡、外6筆、地目全て田、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年11月5日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計9件、64筆、〇〇〇〇〇㎡で、全て相続による所有権取得となります。以上です。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これもちまして、第8回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年12月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員〇番

議事録署名委員〇番